

安芸市分別収集計画書

平成 25 年 6 月

安芸市分別収集計画

平成25年6月3日

安芸市

1 計画策定の意義

うるおいある豊かな地球環境を後世に伝えるためには、経済最優先の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会・ライフスタイルを見直し、私たち一人ひとりが環境との関わりを認識し、物質的豊かさのみを追い求める社会から、自然や環境との共生を重視した社会へと価値観を変えていかなければなりません。

そのためには、経済活動において、生産→流通→消費→廃棄という各段階の責任と役割を明確化し、市民、事業者、行政の三者が一丸となって取り組んでいく事が重要です。

本計画では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中の容器包装廃棄物の分別収集を図ることにより、ごみの3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進め、廃棄物の循環型社会の形成とその推進方策を示すものである。

2 基本的方向

本計画を実行するに当たっての、基本的方向を以下に示す。

- ① 広報等による資源ごみの分別排出の徹底
- ② ごみ発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ③ 住民、事業者、行政が一体となった排出抑制・資源化の促進

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成26年4月を始期とする5ヵ年とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画により分別収集する品目は、容器包装廃棄物のうち、「アルミ製容器包装」、「スチール製容器包装」、「無色ガラス製容器」、「茶色ガラス製容器」、「その他ガラス製容器」、「飲料用紙製容器」、「段ボール製容器包装」、「PETボトル」を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(容器包装リサイクル法第8条第2項第1号)

年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
容器包装廃棄物		536 t	523 t	509 t	496 t	483 t
うち 特定 分	アルミ製容器包装	68 t	66 t	64 t	62 t	60 t
	スチール製容器包装	78 t	76 t	74 t	72 t	70 t
	無色ガラス製容器	75 t	73 t	71 t	69 t	67 t
	茶色ガラス製容器	63 t	61 t	59 t	58 t	57 t
	その他ガラス製容器	10 t	10 t	10 t	10 t	10 t
	飲料用紙製容器	4 t	4 t	4 t	4 t	3 t
	段ボール製容器包装	166 t	162 t	158 t	154 t	150 t
	P E T ボトル	72 t	71 t	69 t	67 t	66 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

(同法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、市民、事業者、再生事業者、行政等がそれぞれの立場から役割分担し、相互に連携を図るため、以下の方策を実施する。

① 啓発・広報等

市の実施する分別収集を徹底するため、その普及・啓発のためのパンフレットの作成及び広報活動を実施する。

② 環境教育の充実

学校や地域社会の場において副読本等を活用した教育や安芸市リサイクルプラザを啓発拠点として見学会等あらゆる機会を活用し、市民、事業者等に対して、ごみ排出量の増大、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

③ 過剰包装等の抑制、買物袋の持参の徹底

簡易包装、マイバッグ推進、容器包装の店頭回収等、ごみ減量化・リサイクル活動を行っている小売店をリサイクル推奨店に認定し、消費者と販売店の相互協力によるごみ減量化、リサイクルの促進を図る。

④ 事業系ごみの排出抑制と集積場所への排出禁止

事業系ごみの民間回収ルートの整備促進や包装類使用の抑制、排出者処理原則の自覚促進と行政指導を行う。併せて処理施設への自己搬入の指導を行う。

⑤ リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（同法第8条第2項3号）

ごみ処理施設の状況及び再商品化計画化等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類、収集に係る分別の区分及び実施年度は下表のとおりとする。

分別収集をする容器包装 廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	26	27	28	29	30
アルミニウム製の容器包装 スチール製の容器包装		缶	○	○	○	○	○
ガラス製の 容器包装	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん	○	○	○	○	○
飲料用紙製の容器 (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		紙パック	○	○	○	○	○
段ボール製容器包装		段ボール	○	○	○	○	○
P E T製の容器 (飲料又は、しょうゆを充填するためのもの)		PET ボトル	○	○	○	○	○

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（同法第8条第2項第4項）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
アルミ製容器包装	54 t	52 t	51 t	51 t	48 t
スチール製容器包装	62 t	60 t	59 t	58 t	57 t
無色のガラス製容器包装	61 t	59 t	58 t	56 t	55 t
茶色のガラス製容器包装	51 t	50 t	49 t	48 t	48 t
その他のガラス製容器包装	8 t	8 t	8 t	8 t	8 t
飲料用紙製容器包装	2 t	2 t	2 t	2 t	2 t
段ボール	125 t	122 t	120 t	118 t	116 t
P E Tボトル	68 t	67 t	65 t	63 t	62 t

- 9 各年度において得られる分別適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

【算定方法】

直近年度（平成24年度）の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は「安芸市総合計画2006」より、平成30年度における将来人口推定量を勘案し、次のとおり設定した。

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
18,030人 (97.6%)	17,600人 (97.6%)	17,180人 (97.6%)	16,770人 (97.6%)	16,370人 (97.6%)

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（同法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集・運搬段階	保管
金属	スチール製容器	缶類	市による定期回収	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン類	市による定期回収	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	市による定期回収	市
	段ボール	段ボール		
プラスチック類	PETボトル	PETボトル	市による定期回収	市

11 分別収集に供する施設の整備に関する事項（同法第8条第2項第6号）

分別収集した容器包装廃棄物については、安芸市リサイクルプラザにおいて選別・圧縮・保管・資源化を集約して行っている。

分別収集する廃棄物の種類		収集に係る分別区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	アルミ	缶 類	専用収集袋	パッカー車 ダンプ車	安芸市リサイクルプラザ(選別・圧縮)
	スチール				
びん	無色ガラス	びん類	コンテナ	ダンプ車	ストックヤード
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	紙パック	なし	パッカー車 ダンプ車	
	段ボール	紙 類			
プラスチック	P E T ボトル	P E T ボトル	専用収集袋	パッカー車	安芸市リサイクルプラザ（選別・圧縮）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民・学識経験者・事業者・行政からなる廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。